

# Press Release

報道関係者 各位

令和5年9月1日  
名取市総務部総務課

## 職員の懲戒処分等について

令和5年9月1日付け、本市健康福祉部職員（20代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職3月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が令和3年度から令和4年度にかけて、申請を受け処理すべき支払事務等について、長期間にわたり未処理のまま放置していたものである。また、支払事務の遅れを隠ぺいするために伝票処理の取り消しなど不適切な事務処理を行ったものです。

なお、当時の上司である課長級等の職員5人も訓告処分としました。

### ※職員の懲戒処分にかかる市長コメント

このたび、支払事務等におきまして適切な事務処理を行わず、関係者の皆様に対しましては多大なるご迷惑をおかけしましたこと、また市民の皆様にはご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

本事案を踏まえ全職員に対し、適切な事務処理を徹底するよう指示をしたところではありますが、今後このような事態にならないよう再発防止に努め、市民の皆様のご信頼を回復するよう取り組んでまいります。

#### 【問い合わせ】

名取市総務部総務課 綱川（内線410）

TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758